

参考資料集

社会福祉法人の基本的な性格

1. 社会福祉法人とは

- 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁の認可を受けて設立される法人(法第22条)。
- 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効率的かつ適正に行うため、
 - ① 自主的な経営基盤の強化
 - ② 福祉サービスの質の向上
 - ③ 事業経営の透明性の確保を図る必要がある(法第24条)。

2. 社会福祉法人の基本的な性格

(1) 公益性・非営利性

- 社会福祉法人は、学校法人、宗教法人等と同様に旧民法34条に基づく公益法人から発展した特別法人。
- 社会福祉事業を行うことを目的とし(公益性)、残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者に(最終的には国庫に)帰属しなければならない(非営利性)。このような残余財産の帰属方法から、法人設立時の寄附者の持分は認められない。

(2) 公共性・純粋性

- 社会福祉事業の経営主体は、本来、国や地方公共団体等の公的団体であるべきとされた(公共性)。
- 戦前の民間社会福祉事業は、財政的窮乏から、社会福祉事業よりも収益事業の経営を行い、社会的信用の失墜を招いたため、社会福祉法人は、なるべく社会福祉事業のみを経営すべきであるとされた(純粋性)。

(3) 公の支配(憲法第89条)

- 「公金その他の公の財産」は、「公の支配に属しない」「慈善又は博愛の事業」に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならないとされており、「公の支配」として、補助金等の助成を受けた社会福祉法人に対し、行政による監督等が行われる。

社会福祉法人に対する規制と優遇措置

- 社会福祉法人は、その非営利性・公益性に鑑みて、運営にあたって強い公的規制を受け一方で、税制優遇や補助金の交付を受けている。

1. 社会福祉法人に対する規制

- 事業を実施するために供された財産はその法人の所有となり、持分は認められない。
- 事業を廃止した場合の残余財産は、定款に定めた他の社会福祉事業を行う者に帰属する。
前述により処分されない場合には、国庫に帰属する。
- 事業からの収益は、社会福祉事業(又は一部の公益事業)のみに充当する。
- 資産保有(原則不動産の自己所有)、組織運営(親族利害関係人の要件等)のあり方に一定の要件がある。
- 法令、法令に基づく処分、定款に違反するか、又はその運営が著しく適正を欠く場合には、所轄庁による措置命令、業務停止命令、役員解職勧告、解散命令等を受ける。
補助金等を受けた場合には、これに加え、不適當な予算の変更勧告、役員解職勧告等を受ける。

2. 社会福祉法人に対する優遇措置(例)

- 社会福祉法人による施設整備に対し、一定額が補助される。
- 法人税、固定資産税、寄付税制等について非課税等の税制上の優遇措置が講じられている。
- 社会福祉法人の経営する社会福祉施設の職員等を対象とした退職手当共済制度がある。

第一種社会福祉事業

経営適正を欠いた場合、利用者の人権擁護の観点から問題が大きいため、
確実公正な運営確保の必要性が高い事業（主として入所施設サービス）

- ・生活保護法に規定する救護施設、更生施設
- ・生計困難者を無料または低額な料金で入所させて生活の扶助を行う施設
- ・生計困難者に対して助葬を行う事業
- ・児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設
- ・老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設
- ・売春防止法に規定する婦人保護施設
- ・授産施設
- ・生計困難者に無利子または低利で資金を融通する事業
- ・共同募金を行う事業（法第113条）

○以下の事業は社会福祉事業には含まれない。

※法第2条第4項

- ・更生保護事業
- ・実施期間が6月（連絡・助成事業は3月）を超えない事業
- ・社員又は組合員のための事業

- ・第一種社会福祉事業及び一部の第二種社会福祉事業であって、保護を行う者等が一定割合に満たない事業
- ・助成事業のうち、助成額が毎年度500万円に満たないか、助成を受ける社会福祉事業数が50に満たない事業

○経営主体

- ・行政又は社会福祉法人が原則（都道府県知事等への届出が必要）※法第60条、第62条第1項
- ・その他の者は、都道府県知事等の許可が必要。※法第62条第2項
- ・個別法によって、経営主体が制限される場合がある。

（保護施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームは、行政又は社会福祉法人等に限定。）
※生活保護法、老人福祉法に規定

第二種社会福祉事業

事業の実施に伴い、弊害のおそれと比較的少なく、自主性と創意工夫を助長するため、公的規制の必要性が低い事業（主として在宅・通所サービス）

- ・ 生計困難者に対して日常生活必需品・金銭を与える事業
- ・ 生計困難者生活相談事業
- ・ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動事業
- ・ 児童福祉法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター
- ・ 児童福祉増進相談事業
- ・ 幼保連携型認定こども園
- ・ 母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭等日常生活支援事業、寡婦日常生活支援事業
- ・ 母子及び寡婦福祉法に規定する母子福祉施設
- ・ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業
- ・ 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター（日帰り介護施設）、老人短期入所施設、老人福祉センター、老人介護支援センター
- ・ 障害者総合支援法に規定する障害者福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム
- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業
- ・ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供事業、身体障害者更生相談事業
- ・ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談事業
- ・ 生計困難者に無料または低額な料金で簡易住宅を貸し付け、または宿泊所等を利用させる事業
- ・ 生計困難者に無料または低額な料金で診療を行う事業
- ・ 生計困難者に無料または低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業
- ・ 隣保事業
- ・ 福祉サービス利用援助事業
- ・ 各社会福祉事業に関する連絡
- ・ 各社会福祉事業に関する助成

○経営主体 制限なし。すべての主体が届出により経営が可能。※法第69条第1項

※個別法等によって経営主体が制限される場合がある。

〔 幼保連携型認定こども園については、行政又は社会福祉法人若しくは学校法人に限定。※認定こども園法に規定

公益事業及び収益事業

社会福祉法人は、社会福祉事業のほか、公益事業及び収益事業を行うことができる。

公益事業

- ・ 社会福祉と関係のある公益を目的とする事業
- ・ 社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものでなければならない。
- ・ その収益は社会福祉事業又は公益事業に充てなければならない。

(例) 介護老人保健施設（無料低額老人保健施設利用状況を除く。）の経営、有料老人ホームの経営

収益事業

- ・ その収益を社会福祉事業又は一定の公益事業に充てることを目的とする事業
- ・ 社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものでなければならない。
- ・ 事業の種類に特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でない。

(例) 貸ビルの経営、駐車場の経営、公共的な施設内の売店の経営

規制改革実施計画・社会福祉法人制度の在り方等に関する検討会の指摘

【規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)】

○経営管理体制の強化

- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める。(平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。)
- ・ 厚生労働省は、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務付ける。(平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。)

【社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日)】

第5部 社会福祉法人制度見直しにおける論点

2. 法人組織の体制強化

(1) 当検討会の現状認識

(略)

(法人のガバナンスの見直しの必要性)

- 社会福祉法人の組織は、理事会、評議員会、理事長、理事及び監事から成り立っているが、それぞれの役割が十分機能する仕組みとはなっていない。特に評議員会については、介護保険事業、保育所、措置事業のいずれかのみを経営する社会福祉法人には設置しなくても良いこととされるなど、法人としてのガバナンスが十分に確保される体制とはなっていない。

(理事長の業務と責任)

(略)

- 社会福祉法人の理事長に、結果として世襲の者がいることについては、一律に是非が問われるものではなく、理事長の職を担う人物の資質の適性の問題である。理事長の職は福祉への信念や実践力、法人の使命を踏まえた経営能力のある人物が就任することが適当であり、理事長の選任に当たって世襲が実質的な理由とされることのないよう、評議員会において適切に理事が選任され、そこから理事長が選出される仕組みが必要である。

(公益法人制度改革との関係)

- 社会福祉法人が旧民法第34条の公益法人の特別法人として創設されていることに鑑みれば、より公益性の高い法人として、公益社団法人・公益財団法人と同等以上の組織体制や透明性の確保が必要である。

(2)当検討会の意見

ア 法人組織の機能強化

(法人組織の権限と責任の明確化)

- 社会福祉法人の理事会と評議員会、理事長、理事、監事等の牽制関係について再度整理を行い、それぞれの役割について、公益法人制度改革の内容を十分勘案した上で、明確化を図るべきである。
- 検討に当たっては、次の観点と同時に果たされるよう留意すべきである。
 - ① 社会福祉法人が積極的に新規事業に投資し、地域における公益的な活動を柔軟に行うために、理事等の執行権限とこれに応じた責任を明確にすること
 - ② 理事会、評議員会や監事、行政による指導監督といった重層的なチェック機能の役割分担と具体的な連携を図った上で、理事等の執行機関の活動を適切にチェックすること
 - ③ 非営利法人としての法人の活動を外部・地域に対して「見える化」し、第三者の目による点検や評価をいつでも可能とするなど、法人活動の透明性と信頼を高めること

(評議員会の設置)

- 社会福祉法人の公的性格を担保し、地域の福祉ニーズに応えるため、評議員会については、公益社団法人・公益財団法人と同様、理事会に対する牽制機能として、法人運営の重要事項に関する議決機関としての役割を明確にした上で、全ての社会福祉法人に設置するよう見直すことを検討するべきである。
- ただし、小規模な法人や地域の事情がある法人は、評議員の人選面において負担が大きいと考えられるので、経過措置も検討するべきである。
- また、複数の社会福祉法人が共同で評議員会を設置する仕組みについても、検討するべきである。
- なお、評議員の選任については、公益社団法人・公益財団法人における取扱いを踏まえ、理事又は理事会による選任の見直しを検討するなど、現行制度よりも地域住民の意向が反映されるよう仕組みを検討するべきである。

イ 法人本部機能の強化方策

(法人本部機能の強化)

- 社会福祉法人が法人単位での経営を推進するためには、法人単位で経営戦略、人事、財務を管理する部門が必要である。このため、一定規模以上の法人には、理事会の下に法人本部事務局を設置するなど、組織の見直しを検討するべきである。

(法人単位の資金管理)

- 法人本部がその機能を発揮するためには、法人本部が各事業の剰余金やその他の独自財源等をもとに、新規事業の立ち上げや不採算部門への充当を企画・立案できる仕組みが必要である。このため、資金管理を施設単位から法人単位とすることを検討するべきである。

ウ 理事等の権限と責任の明確化、要件の見直し

(理事等の損害賠償責任等)

- 理事等が法人に対して責任ある経営判断やガバナンスのチェックを果たしていく仕組みとするため、公益法人制度改革の内容を勘案し、法人運営に関する理事の損害賠償責任、特別背任罪の適用等を検討するべきである。なお、併せて、法人運営に関する説明責任を外部に対して果たすことを要件に、職務内容や勤務実態に応じた適切な報酬の支払いを認めることを検討するなど、賠償責任補填の考え方の適用を検討すべきである。

(職員出身の理事の登用)

- 現在も施設経営を行う法人は1名以上の施設長を理事とすることとされているが、法人経営が現場の声を反映したものとなるよう、理事等に、法人の実施する社会福祉事業の内容を熟知する職員からの登用を一定割合義務付けることを検討するべきである。その際、いわゆる世襲との関係に留意し、職員の定義等について検討する必要がある。

(監事要件の見直し)

- 監事については、財務監査と事業監査の観点から、「1名は財務諸表を監査し得る者、1名は学識経験者又は地域福祉関係者」とされているが、財務諸表については法人運営の状況を把握するための基礎的資料であるため、両名とも財務諸表を確認できる者として検討するべきである。その場合、単に会計を理解できるのみならず、社会福祉法人制度等を理解した者であることが大切であることに留意が必要である。
- また、監事は法人の財務関係の適正さを担保する要であり、親族等の利害関係者の就任を引き続き制限するべきである。なお、法人運営に関する説明責任を外部に対して果たすことを要件に、職務内容や勤務実態に応じた適切な報酬は、支払いを認めることを検討するべきである。

エ 理事長の権限を補佐する仕組み

(経営委員会、執行役員会等の活用)

- 社会福祉法人は、理事長の専決事項が多いことを踏まえ、理事長の権限を補佐する仕組みとして、法人の規模に応じて、経営委員会、執行役員会等の活用の推進を検討するべきである。

「公益三法」による新公益法人制度

～「民による公益の増進」を目指す～ 明治31年の民法施行以来110年ぶりの大改革

- ・平成18年5月26日 公益法人制度改革関連三法案の可決・成立
- ・平成20年12月1日 新制度の施行

(従来の民法による公益法人制度)

- ◎ 法人設立の主務官庁制・許可主義の下、法人の設立と公益性の判断が一体

<民法上の社団法人・財団法人>

- 「公益法人」の設立
=各主務官庁の許可制
・自由裁量 ・縦割り行政
- 公益性の判断
・各主務官庁の自由裁量
(判断基準の規定なし)

分離

○ 税制優遇：法人格付与と連動

- ・法人税は収益事業のみ課税
- ・一定要件を満たす特定公益増進法人に対する寄附金について所得控除あり

(「公益三法」による新公益法人制度)

- ◎ 主務官庁制・許可主義を廃止し、法人の設立と公益性の判断を分離

<公益社団法人・公益財団法人>

- 「公益性」の認定
=一般法人からの申請を民間有識者からなる第三者委員会が審査・答申→行政庁(内閣総理大臣又は都道府県知事)が認定処分

○ 税制優遇：「公益性」認定と連動

- ・法人税は収益事業のみ課税。ただし、公益目的事業の認定を受けたものは収益事業でも非課税
- ・公益法人は全て特定公益増進法人。一定要件を満たせば寄附金の税額控除あり(23年度)

<一般社団法人・一般財団法人>

- 「一般法人」の設立
準則主義 登記のみで設立

② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

- ・明確な基準を法定
- ・統一的な判断(縦割り行政からの脱却)

関連税法の規定

① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

③ 整備法(新制度への移行手続等)

◎平成20年12月現在、特例民法法人(旧公益法人)は全国で24,317法人(うち国所管6,625)

移行申請

◎5年の移行期間(～平25.11末)内に、特例民法法人は公益法人又は一般法人への移行申請を行う必要あり⇒申請がない場合には、移行期間の満了時に「みなし解散」

公益認定の基準等

分類	内容
公益目的事業 目的と事業	<ul style="list-style-type: none">・ 学術、技芸、慈善その他の公益に関するものとして別表において列挙・ 公益目的事業を主たる目的とすること・ 必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること・ 公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業を行わないこと・ 公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと 等
財務	<ul style="list-style-type: none">・ 公益目的事業費率が百分の五十以上となると見込まれること・ 遊休財産額が一定額以上を超えないと見込まれること
機関	<ul style="list-style-type: none">・ 同一親族等及び他の同一の団体（公益法人等を除く。）の関係者が理事又は監事の三分の一を超えないこと・ 収益等の額が一定の基準に達しない場合を除き会計監査人を設置していること・ 理事、監事及び評議員に対する報酬について不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めていること 等
保有財産	<ul style="list-style-type: none">・ 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有していないこと・ 認定取り消しや合併により法人が消滅する場合に公益目的取得財産残額に相当する額の財産を類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること・ 精算の際に残余財産を類似の事業を目的とする公益法人等に帰属させる旨の定款の定めがあること 等
欠格事由	<ul style="list-style-type: none">・ 暴力団等が事業活動を支配している法人であること・ 滞納処分が終了してから3年を経過しない法人であること・ 認定を取り消されてから5年を経過しない法人であること・ その役員が暴力団員等である法人であること等を列挙

公益目的事業

学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであること。

別表（第二条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

平成18年改正医療法による医療法人制度改革

解散時の残余財産の帰属先の制限について（医療法第44条第5項関係）

残余財産の帰属すべき者を限定し、医療法人の非営利性の徹底を図る。
『①国、②地方公共団体、③公的医療機関の開設者、④財団又は持分の定めのない社団の医療法人、⑤都道府県医師会又は郡市区医師会』のうちから選定

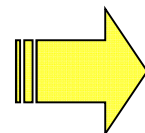
《従前の取扱い》

定款、寄附行為の定めるところにより、その帰属する者に帰属
※ 合併、破産による解散を除く。

【問題点】

出資者の残余財産分配請求権を保証

- ◇ 営利法人と同様な取扱いとの指摘
- ◇ 国民皆保険で支える資源が医療の継続性に使われない。



非営利性の徹底

- ◆ 残余財産の帰属先について、個人(出資者)を除外
- ◆ 新設医療法人は、財団又は持分なし社団に限定

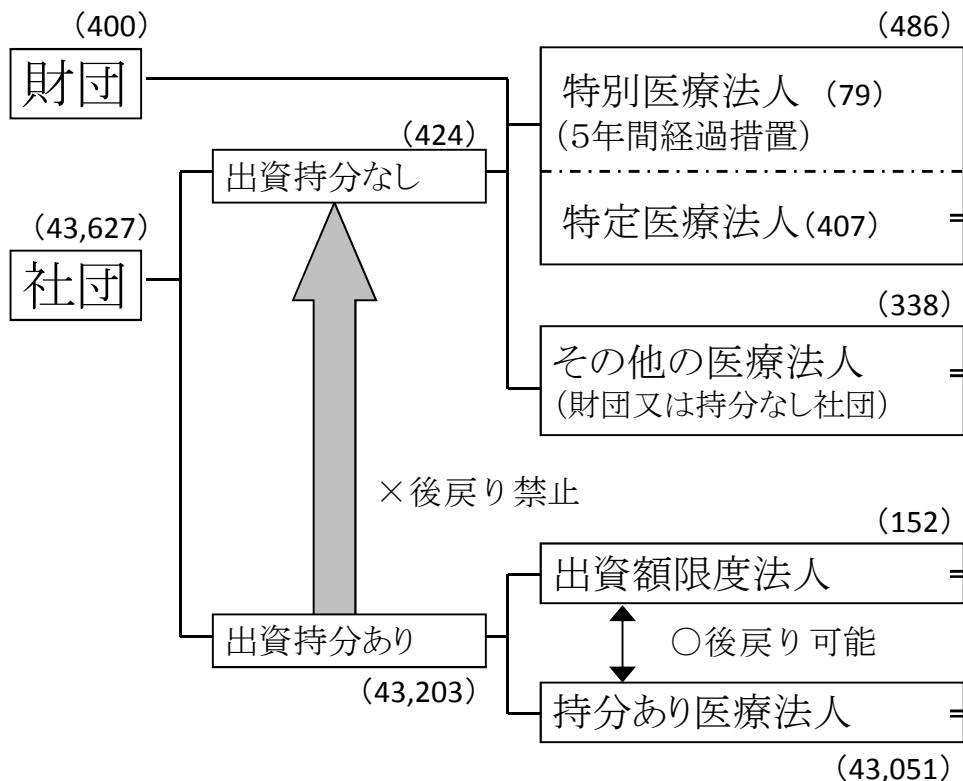
経過措置

- ◆ 既設医療法人は、当該規定を『当分の間』適用せず
- ◆ 新法適用の医療法人へは、自主的な移行とするが、定款変更後は後戻り禁止

改正医療法に伴う医療法人の移行

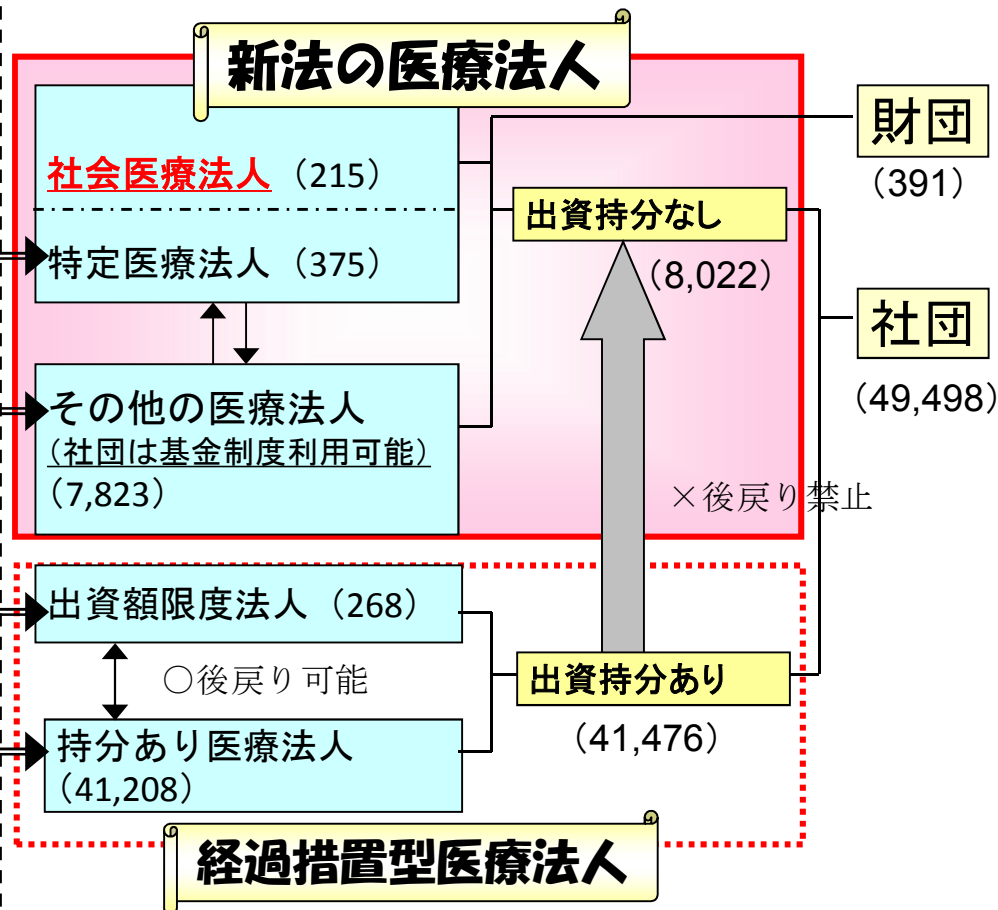
【法施行前の状況】

()は平成19年3月末現在の法人数



【平成19年4月1日以降】

()は平成26年3月末現在の法人数



平成19年4月1日に自動的に移行
(注：法施行に伴う必要な定款変更等は別途必要)

平成19年4月以降設立できる医療法人は、新法の医療法人のみ

- ・経過措置型医療法人(旧法の医療法人)を平成19年4月以降設立することは不可
- ・持分あり医療法人から出資額限度法人への定款変更は平成19年4月以降も可能

理事会の定数と現員数の平均

(n=6,617法人) (単位:人)

		平均
定数		7.29
現員数		7.24
現員数の内訳	理事と親族関係にある者(配偶者・三親等内姻族・六親等内血族)	1.09
	社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者	0.93
	社会福祉事業についての学識経験者	2.37
	地域の福祉関係者	2.64
	施設長等の施設職員	1.43
	社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者	0.55

出典:「新たな福祉需要に対応した社会福祉法人の安定的運営のあり方に関する研究」報告書(株式会社三菱総合研究所、平成26年3月)を基に作成。

※調査対象である社会福祉法人全数(19,793法人、平成25年12月時点)のうち、6,617法人が回答。

理事と職員の兼務状況、役員報酬・職員給与の支給状況

(n=6,620法人) (単位:人)

	役員報酬・職員給与ともに支給あり (平均)	役員報酬のみ 支給あり (平均)	職員給与のみ 支給あり (平均)	役員報酬・職員給与ともに 支給なし (平均)	合計
理事専任	—	1.00	—	2.25	3.25
理事と法人本部(事務局)職員 を兼任	0.02	0.03	0.14	0.03	0.22
理事と施設職員を兼任	0.09	0.02	0.94	0.07	1.11
理事と法人本部(事務局)職員 および施設職員を兼任	0.03	0.01	0.22	0.03	0.28
合計	0.14	1.06	1.30	2.37	4.86

出典:「新たな福祉需要に対応した社会福祉法人の安定的運営のあり方に関する研究」報告書(株式会社三菱総合研究所、平成26年3月)を基に作成。

※調査対象である社会福祉法人全数(19,793法人、平成25年12月時点)のうち、6,620法人が回答。

監事の現員数及び財務諸表を監事しうる者の職種

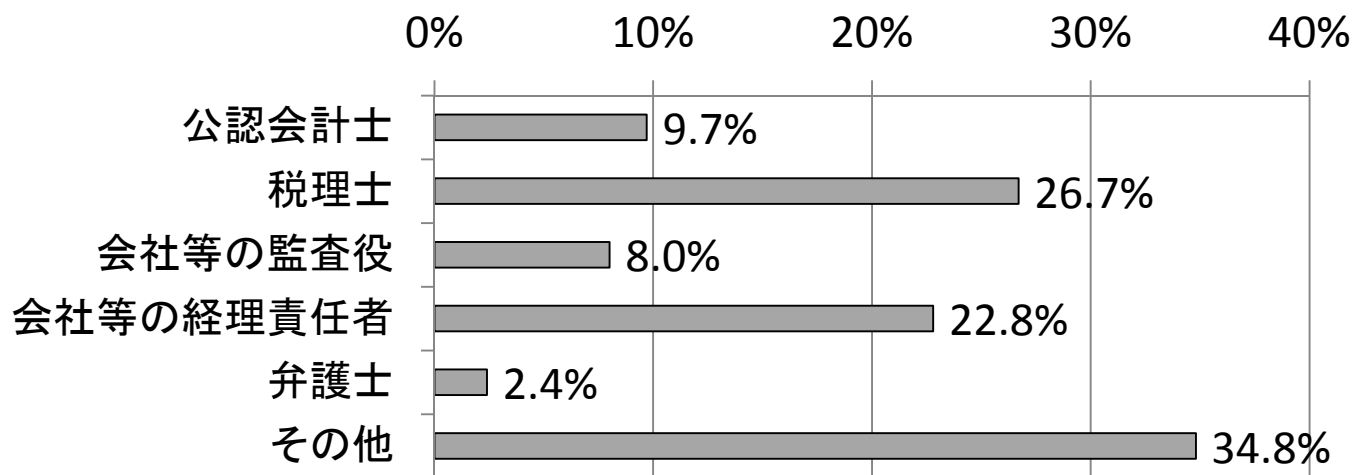
(1) 監事の定数と現員数の平均

(n=6,661法人) (単位:人)

		平均
定数		2.03
現員数		2.03
現員数の内訳	財務諸表を監査しうる者	1.27
	社会福祉事業についての学識経験者	1.03
	地域の福祉関係者	1.00

(2) 監事のうち、財務諸表を監事しうる者の職種

(n=6,911法人)

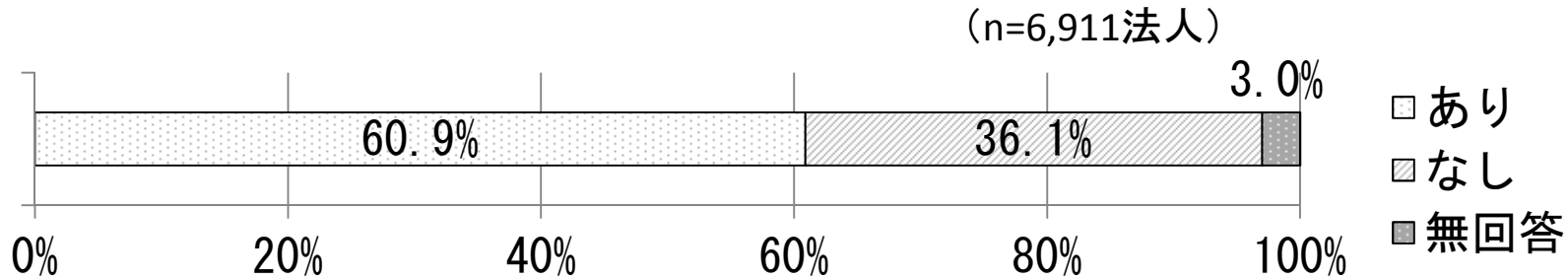


出典:「新たな福祉需要に対応した社会福祉法人の安定的運営のあり方に関する研究」報告書(株式会社三菱総合研究所、平成26年3月)を基に作成。

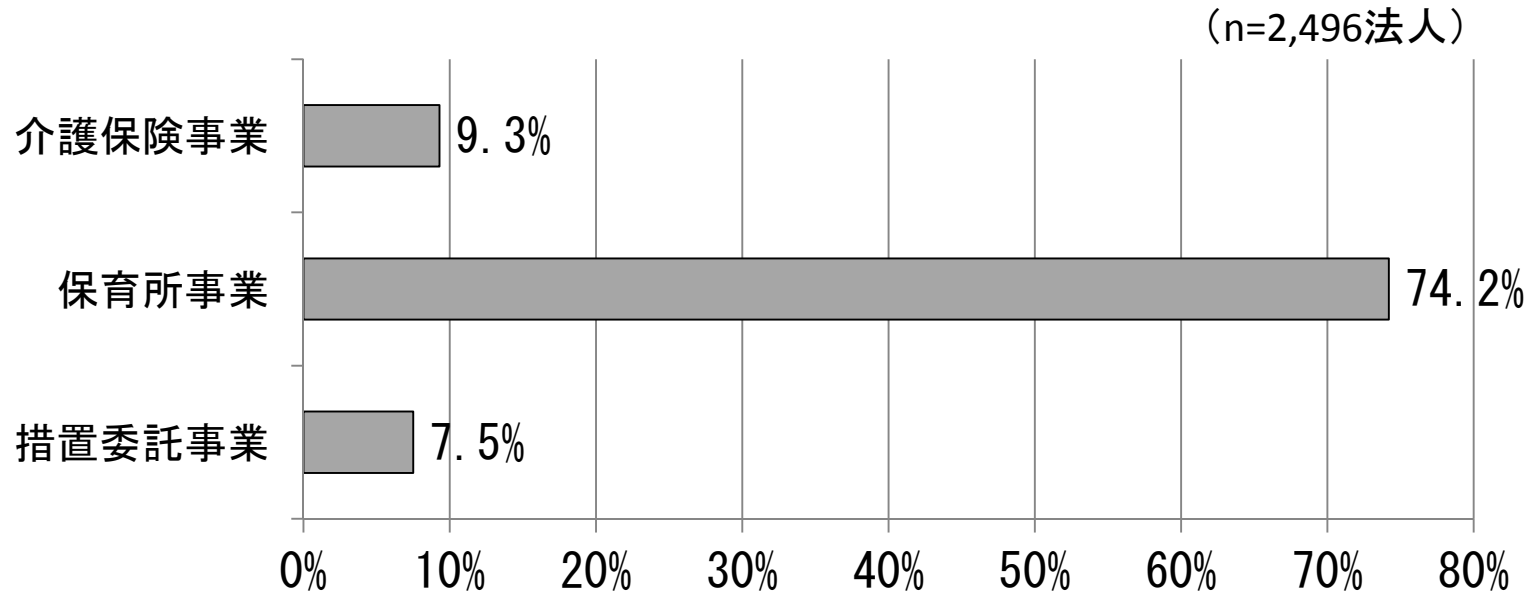
※調査対象である社会福祉法人全数(19,793法人、平成25年12月時点)のうち、(1)については6,661法人、(2)については6,911法人が回答。

評議員会の設置有無及びその理由

(1) 評議員会の設置有無



(2) 評議員会「なし」の場合、設置していない理由

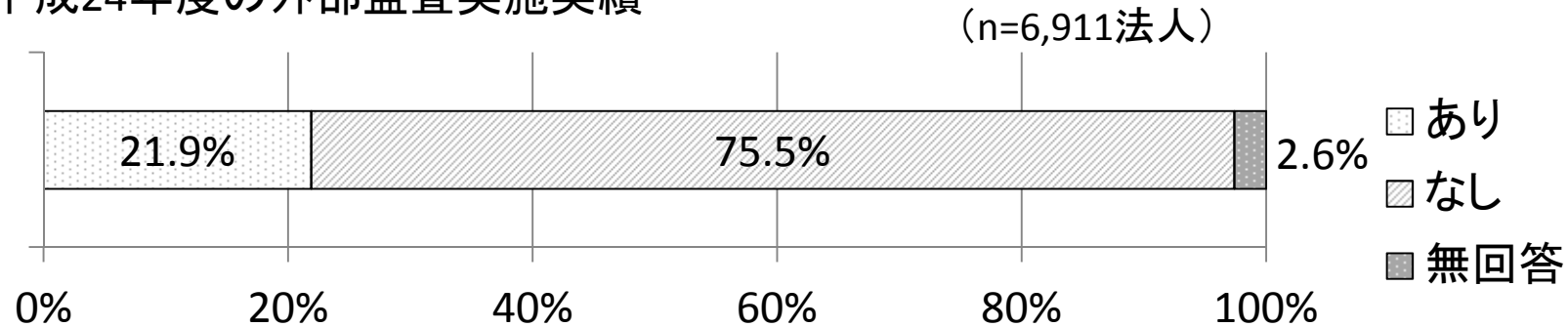


出典:「新たな福祉需要に対応した社会福祉法人の安定的運営のあり方に関する研究」報告書(株式会社三菱総合研究所、平成26年3月)を基に作成。

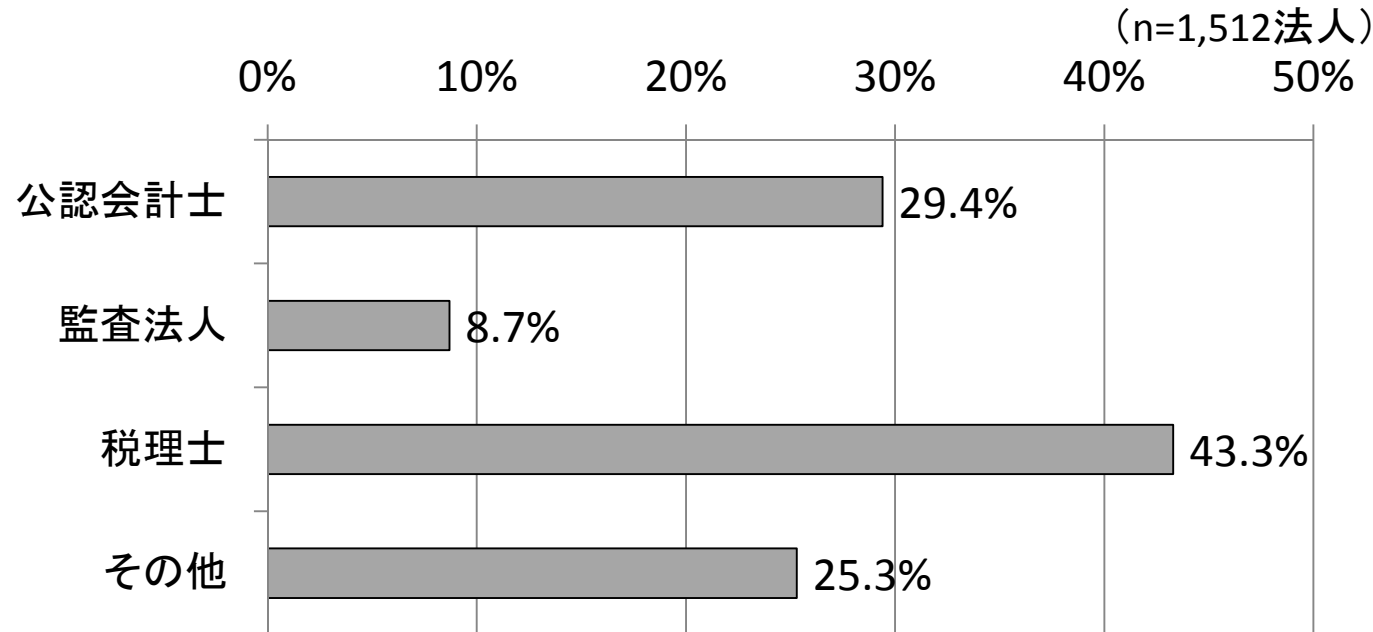
※調査対象である社会福祉法人全数(19,793法人、平成25年12月時点)のうち、6,911法人が回答。

外部監査の実施実績及び実施者（平成24年度）

(1) 平成24年度の外部監査実施実績



(2) 平成24年度の外部監査実施実績「あり」の場合、外部監査の実施者



出典:「新たな福祉需要に対応した社会福祉法人の安定的運営のあり方に関する研究」報告書(株式会社三菱総合研究所、平成26年3月)を基に作成。

※調査対象である社会福祉法人全数(19,793法人、平成25年12月時点)のうち、6,911法人が回答。

※ここでいう「外部監査」は、社会福祉法人の財産状況等に係る公認会計士、税理士等による外部監査を指す(「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号通知))。